

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業
(高齢者施設等分) Q & A

(「月当たり給付対象利用者数」の定義)【要綱第2条(5)関係】

Q 1 以下の利用者を「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて良いか。

- ① 住所地特例等により、保険者が広島市外の利用者
- ② 予定人数分の食事を作っていた日において、体調を崩し摂取できなかった（休んでしまった）利用者
- ③ 経管栄養等の理由により食事の提供をしていない利用者
- ④ 入所系施設において、
 - ・ 令和7年3月1日から30日までの間に入退所日がある利用者
 - ・ 入院・外泊などにより一時的に施設以外の場所で過ごした日のある利用者
 - ・ 正式入所前の体験入所期間中の利用者
- ⑤ 通所系事業所において、在宅利用などで、実際に事業所に通所していない日のある利用者

A 1 ①～④については、いずれも「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて問題ありません。

⑤については、実際に事業所に通所していない日については、その方はその日の利用者として計上できません。

Q 2 入所系施設において、利用者 A が退所した日に、利用者 B が入所し同じベッドを使用した場合、「月当たり給付対象利用者数」には2人とカウントするのか。

A 2 1人とカウントしてください。このため、入所系施設における「月当たり給付対象利用者数」の最大数は「1日当たりの定員数×30日」となります。

Q 3 以下の場合、令和 7 年 3 月の数値を使用することが「適当でないと認められる場合」に該当するか。その場合、「他の適当な期間」として、令和 7 年 3 月以外の月の 1 日から 30 日までの数値を使用することができるか。

- ① 令和 7 年 10 月 1 日から定員を増やす／増やしたため、令和 7 年 10 月の数値を使用したい場合。
- ② 令和 7 年 3 月は運営開始後間もない／運営開始していないため、令和 7 年 4 月以降の数値を使用したい場合。
- ③ 令和 7 年 3 月は新型コロナウイルス感染症による休所期間がある／利用者数が少ないため、それ以外の月の数値を使用したい場合。

また、以下の場合、令和 7 年 3 月の数値を使用することができるか。

- ④ 令和 7 年 10 月 1 日から定員を削減した後、申請する場合。
- ⑤ 令和 7 年 11 月 1 日から定員を削減した後、申請する場合。

A 3

- ① 原則、可（令和 7 年度のうち 6 か月以上を増加した定員で運営するため。ただし、令和 7 年 11 月 1 日から定員を増やす／増やした場合は、令和 7 年度のうち 6 か月未満を増加した定員で運営することとなるため、令和 7 年 3 月の数値を使用してください）
- ② 可（申請の〆切日が令和 7 年 11 月 30 日であることから、令和 7 年 4 月～11 月までの数値を使用してください）
- ③ 可（申請の〆切日が令和 7 年 11 月 30 日であることから、令和 7 年 4 月～11 月までの数値を使用してください）
- ④ 不可（令和 7 年 4 月～10 月の間に定員を削減後、申請される場合は、令和 7 年度のうち 6 か月以上を削減した定員で運営することから、定員削減後の月の数値を使用してください。）
- ⑤ 可（令和 7 年 11 月に定員を削減後、申請される場合は、令和 7 年度のうち 6 か月以上を削減前の定員で運営することから、令和 7 年 3 月の数値を使用してください。）

Q 4 以下の場合、「月当たり給付対象利用者数」を分けて算定する必要があるか。

- ① 介護予防事業所としての指定も受けている場合、要支援の方・要介護の方を分けて算出し、「別記様式第 1 号 申請書」の「7 施設・事業所別申請額一覧」においても介護予防事業所は別の行に書く必要があるか。
- ② 共生型サービスの指定を受けている場合、介護サービスの利用者と障害福祉サービスの利用者とを分けて算定する必要があるか。

A 4

- ① その必要はありません。介護予防事業所も同一の事業所として、事業対象の方・要支援の方・要介護の方の人数の合計をカウントして構いません。
- ② 介護サービスの利用者数と障害福祉サービスの利用者数とを分けて算出してください。

なお、障害分については、障害自立支援課が担当課となりますので、お手数ですが別々に申請してください。

（「車両台数」の定義）【要綱第2条(7)関係】

Q 5 以下の車両を「車両台数」に含めて良いか。

- ① 事業所職員の自家用車やリース契約の車両で訪問に使用しているもの
- ② 二輪車
- ③ 運営法人が所有しているが、サービス提供に使用していない車両
- ④ 同一拠点において複数の事業種別のサービスで使用されている車両

A 5

- ① サービス提供に当たり、車両のガソリン代を運営法人が負担している場合（その経費を職員の給与等に含んで支給している場合も含む。）に限り計上できます。
また、リース契約の車両についても同様です。
- ② 二輪車は計上できません。
- ③ 実際にサービス提供のため、日常的に利用者の自宅等への訪問に使われた車両のみ計上できます。
- ④ 1台の車両を2事業所で重複して計上することはできませんので、使用頻度の高い事業所の車両としてカウントしてください。
また、訪問事業所等と入所施設等又は通所事業所等を併設している場合、入所施設等又は通所事業所等において送迎等に使用している車両は、訪問事業所等の車両としては計上できません。

Q 6 以下の場合、車両台数及び職員の常勤換算数はどのように算出するのか。

- ① 介護サービスと介護予防サービスの両方を提供している場合
- ② 共生型サービス事業等、介護と障害の両方のサービスを提供している場合
- ③ 訪問看護事業所等、介護と医療の両方のサービスを提供している場合

A 6

- ① 介護サービスと介護予防サービスの両方を実施している場合は、介護サービスをサービス種別とし、車両、職員は区分せずに合計して車両台数及び常勤換算数を算出してください。
- ② 介護サービスと障害サービスの両方を実施している場合は、まず、車両、職員は区分せずに合計して車両台数及び常勤換算数を算出してください。
その上で、介護サービスと障害サービスそれぞれの算定対象月のサービス提供時間数の割合で按分し、介護分の車両台数及び介護職員の常勤換算数を算出してください。
なお、障害分については、障害自立支援課が担当課となりますので、お手数ですが別々に申請してください。
- ③ 介護サービスと医療サービスの両方を実施している場合は、まず、車両、職員は区分せずに合計して車両台数及び常勤換算数を算出してください。
その上で、介護サービスと医療サービスそれぞれの算定対象月のサービス提供時間数の割合で按分し、介護分の車両台数及び介護職員の常勤換算数を算出してください。

なお、医療分については申請できません。

※②、③で、車両及び職員についてサービス種類で区分している場合は、サービス提供時間数による按分は不要です。

Q 7 令和 7 年 3 月は運営開始後間もない／運営開始していないため、令和 7 年 4 月以降の数値を使用したい場合、令和 7 年 3 月の数値を使用することが「適当でないと認められる場合」に該当するか。

その場合、「他の適当な期間」として、令和 7 年 3 月以外の月の数値を使用することができるか。

A 7 可（申請の〆切日が令和 7 年 1 1 月 3 0 日であることから、令和 7 年 4 月～1 1 月までの数値を使用してください）。

（支援金の支給対象者）【要綱第 3 条関係】

Q 8 「食費に係る利用者負担」を引き上げた場合には支援金の支給対象者に該当しないとのことだが、光熱水費など食費以外の利用者負担の引上げを行った場合も支援金の支給対象者に該当しなくなるのか？

A 8 食費以外の利用者負担の引上げは、支援金の支給対象の適否を判定する際には考慮しません。

Q 9 利用者に食事を提供していない通所系サービス提供事業所等において、

- ① 本支援金は支給されるか。
- ② 飲み物の物価高騰分については本支援金を充当しても差し支えないか。

A 9

- ① 支給されます。
- ② 差し支えありません。

Q 10 食事の提供を別の業者に委託している施設等にも本支援金は支給されるか。

A 10 支給されます。ただし、

- ・ 委託契約を更新し、施設等の負担が増えている場合であって、利用者に対する食事

- の提供内容・料金を変更していない場合であれば本支援金を充当可能ですが、
- ・ 委託契約の内容が変わらず、事業所の負担増になっていないのであれば、本支援金を食事の委託費に充当することはできません。本支援金は他の物価高騰に係る経費に充当してください。

（支援金の対象経費）【要綱第5条関係】

Q11 「支給対象事業者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担した経費」はどのように算出したら良いか。

A11 税抜き計算により算出してください。

入所施設等・通所事業所等においては、令和7年度と令和3年度の食費・光熱水費・ガソリン代・消耗品費などの経費を比較し、物価高騰に伴い増大した経費を算出してください。

たとえば、令和7年度と令和3年度の食材料費、電気（ガス）料金などの差額分を経費とします。

ただし、利用者負担の引上げによる増収額を差し引いてください。

例1) 食材料費・・・令和7年第一四半期：500万円、令和3年第一四半期 450万円
⇒ $500\text{万} - 450\text{万} = 50\text{万円}$ この場合、50万円が対象経費となります。

例2) 電気代・・・令和7年4月：50万円、令和3年4月：40万円
⇒ $50\text{万} - 40\text{万} = 10\text{万円}$ この場合、10万円が対象経費となります。

例3) 光熱水費・・・令和7年4月：100万円、令和3年4月：70万円
利用者の光熱水費負担の引上げによる増収額：30万円
⇒ $100\text{万} - 70\text{万} - 30\text{万} = 0\text{円}$ この場合、対象経費はありません。

実際には電気（ガス）使用量などが令和3年度の同月と違うために例示のとおり単純比較はできませんが、使用量が同じものとして比較していただいて構いません。

訪問事業所等においては、令和7年度と令和6年度の光熱水費・ガソリン代・消耗品費などの経費を比較し、物価高騰に伴い増大した経費を算出してください。

（支援金の申請）【要綱第7条関係】

Q12 別記様式第1号（申請書）には、法人名・法人の代表者名の欄があるが、各施設・事業者ごとに管理者が申請しても良いか。

A12 別記様式第1号（申請書）のとおり、運営法人ごとに法人代表者名で1つの申請書

をご提出いただくようお願いします。

複数の施設等を運営している法人においては、

- ・ 別記様式第1号（申請書）の「7 施設・事業所別申請額一覧」において、入所施設等・通所事業所等の月当たり給付対象利用者数を重複して報告しないようご注意ください。
- ・ 空床型のショートステイを併設している施設においては、ショートステイ利用者も月当たり給付対象利用者数に含めて、2つのサービス種別を併せた申請としてください。
- ・ 同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービス種別ごとに異なる行に計上してください。その際、月当たり給付対象利用者数のカウントが重複しないようご注意ください。

Q13 （看護）小規模多機能型居宅介護において、入所系サービスと通所系サービスは

- ① どのように算定すれば良いか。
- ② 支援金額はどのように計算すれば良いか。
- ③ 別記様式第1号（申請書）の「7 施設・事業所別申請額一覧」にはどのように記載したら良いか。

A13

- ① 入所系サービスと通所系サービスはそれぞれ単価が異なるため、別々で算定いただく必要があります。同日に両サービスを利用した利用者については、入所系サービスの利用者として算定し、通いサービスの利用者の人数には含めないでください。

例：利用者Aが3/2に通所系サービスを利用後、そのまま入所系サービスを利用し、3/3の通所系サービスを5時間未満利用して帰宅した場合

→ 利用者Aについて、3/2は入所系サービスで1人、3/3は通所系サービスで0.5人として算定してください。

- ② 入所系サービスの支援金額と通所系サービスの支援金額の合計が、支援金額になります。

例：算定の結果、月当たり給付対象利用者数が、入所系サービスが50名、通所系サービスが13名で、支援対象期間が12月の場合の支援金額

→ $42,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} \div 30 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} = 70,000 \text{ 円}$ （入所系）

$14,000 \text{ 円} \times 13 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} \div 30 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} = 6,000 \text{ 円}$ （通所系）

$70,000 + 6,000 = 76,000 \text{ 円}$ （合計）

- ③ 別々の行において、「サービス種別」の列で

- ・ 小規模多機能型居宅介護（宿泊）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）
- ・ 小規模多機能型居宅介護（通所）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（通所）

のいずれかを選択いただき、宿泊サービス利用者数と通所サービス利用者数のそれぞれの算定結果をご記載ください。

Q14 別記様式第1号（申請書）の「3 事業の収入及び支出予定」について、「摘要（収入）」欄、「摘要（支出）」欄には何を記載したら良いか。

A14

特段なければ空欄で構いません。

Q15 申請書や実績報告書は郵送等により提出してよいか。

A15 行政手続のデジタル化推進の観点から、申請書及び実績報告書は可能な限り電子メールによる提出をお願いします。電子メールによる提出が難しい場合には書面での申請も受け付けます。

（支援金の支給条件）【要綱第9条(2)関係】

Q16 申請時に予定していなかった事業の休廃止を行い、支援対象期間に変更が生じた場合はどうすればよいか。

A16 休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、介護保険課認定・給付係にお知らせください。

なお、既に支援金の支給を受けている場合には、支給額の変更に伴い、支援金の一部を返還していただくこととなります。

また、この報告は、実績報告後に休廃止を行った場合にも必要です。

なお、介護保険課事業者指定係への廃止届等の提出は別途必要です。

（帳簿等の整備）【要綱第10条関係】

Q17 食材料費や光熱水費、燃料費等の領収書等を広島市に提出する必要があるか。

A17 領収書等を提出いただく必要はありませんが、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保存いただき、広島市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。

Q18 訪問に使用する車両の車検証やリース契約車両の契約書等を広島市に提出する必要はあるか。

A18 いずれも提出いただく必要はありませんが、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保存いただき、広島市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。

（実績報告）【要綱第11条関係】

Q19 実績報告は令和8年3月31日までに行うこととあるが、いつから行えるのか。

A19 別記様式第2号（支給決定通知書）の支給決定日以降であれば、令和7年度に物価高騰による経費（**税抜き**）に対して支援金を充当した後、令和8年3月31日を待たず、速やかに実績報告をお願いいたします。

（支援金の額の確定）【要綱第12条関係】

Q20 実績報告後、広島市において確定された支援金の額が、別記様式第2号の支給決定通知書による支給決定額と同額である場合には、別記様式第4号の支給額確定通知書は送付されないのか。

A20 送付しません。本事業においては、確定した支援金の額が支給決定額と同額である場合には、通知を省略することとしています。